線を付した規定

以下

「対象規定」という。)は、

改

正 後 これを削る。

○国土交通省告示第三百九十五号 動車等の安全性能に関する評価等に関する規程(平成十一年運輸省告示第四百四十号)

令和五年四月二十五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍自動車等安全性能評価実施要領(平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号)の一部を次のように改正する。 自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示

第二条 この告示の用語の定義は、 路運送車両の保安基準 年法律第百八十五号)、 (用語の定義) 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号) (昭和二十六年運輸省令第六十七号)に定めるところによる。 次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法(昭和二十六 及び道

四改定版補足第四改定版の附則六の三.に規定する座席をいう。 及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則十八 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置 に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則第四十四号第

5

〜三十七

第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法(昭和二十六 年法律第百八十五号)、 路運送車両の保安基準 (用語の定義) 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号) (昭和二十六年運輸省令第六十七号) に定めるところによる。 及び道

シ三十七 則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則第四十四号 第四改定版補足第四改定版の附則六の三. 及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置 (略) に規定する座席をいう。

三十八

改

正 前 改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、

第三条第一項の規定に基づき、 国土交通大臣 斉藤 鉄夫自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

1相3年4月2	<u> </u>	ノント年口		T IX		(月)(第 00 月)	
	十八			削 る	十 六 十	+ - 能い五 - 昨 - 加ペ 2	第四条 自動車の評価 (自動車の評価)
予防安全性能	(略)				七 (略)	能 できる できる かんしょう かんしょう かんしょう おいい はい は	リーカー フート上で 評価は、
第十一号から前号までの試験						面衝突させる試験 画衝突させる試験 画衝突させる試験	- 人
及び高機能前照灯性能試験にお 性能試験、歩行者衝突被害軽減 制動制御装置性能試験、夜間歩 行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車線逸脱भ割等置性能試験、で 附動制御装置性能試験、で 時功制御装置性能試験、で 時功制御装置性能試験、で 時功制御装置性能試験、で 時功制御装置性能試験、で 時功制御装置性能試験、 下線逸脱抑制装置性能試験 、車線逸脱抑制装置性能試験 、車線逸脱抑制装置性能試験 、車線逸脱抑制装置性能試験 、車線逸脱抑制装置性能試験						びた五段階の指標の非作動時の当時速度の比に応びた五段階の指標	
一	十九			十 供 八	十六	十 - 能 い 五	
予防安全性能	略)			供装置性能 假装置性能	•十七 (略)	能 で が に が に が に が に が に が に が に	9 (各) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A
第十一号から前号までの試験		でである 一次では では では では でいう。 以下同じ。)を後 では では では では でいう。 以下同じ。)を でる では でいう。 以下同じ。) でん のでも のでも のでも のでも のでも のでも のでも のでも	○・九メートル以下であり、か (高さが○・六メートル以上 囲まれる範囲内にある障害物 したがの距離にある鉛直面により	動車の右側面から○・四五メーの後面から三・六五メートルのを側面から○・四五メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の距離にある鉛直面及び当該自動車のとのを開ている。		試験自動車の前面又は後面に車両ターゲットを配置し、当該自動車の前面又は後面の全部を当該車両ターゲットの後面に垂直に正面衝突させる試験	の表の上
験、後方視界情報提供装置性能験、車線逸脱抑制装置性能試験、可認地的報表置性能試験、有間歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、直転車衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車線逸脱भ動制御装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能				に応じた五段階の指標		びた五段階の指標 じた五段階の指標 じた五段階の指標	欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法